

第7期熊本市障がい福祉計画・第3期熊本市障がい児福祉計画(素案)

第1章 計画の概要

- 本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として作成。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて作成された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に則して、障がい福祉施策に関する成果目標や障害福祉サービスの必要量の見込を定める。
- 県の福祉計画は、県内市町村の計画における成果目標値や障害福祉サービスの必要量の見込を取りまとめるため、県との整合性も必要である。
- 計画期間は、障害者総合支援法等に基づいて作成された国の基本的な指針及び県の福祉計画と整合を図る必要があることから、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間。

第2章 障がい者数の現況

- 障害者手帳の所持者数、特定医療費(指定難病)受給者証所持者数、障害福祉サービス支給決定者数 ほか

第3章 令和8年度(2026年度)の成果目標 ※一部抜粋

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1)障害者支援施設から地域生活への移行者数

令和8年度 目標値	46人	国の基本指針を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者数(761人)の6%を設定。
-----------	-----	---

(2)施設入所者数

令和4年度 基準値	761人	国の基本指針を踏まえ、令和4年度末時点の施設入所者数(761人)を5%以上削減した人数を設定。
令和8年度 目標値	722人	

2 地域生活支援の充実

(1)地域生活支援拠点等の整備(運用状況の検証及び検討)

令和8年度 目標値	年1回	国の基本指針を踏まえ、本市の地域生活支援拠点等の機能充実のため地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討する会議の回数を設定。
-----------	-----	--

(2)強度行動障がい有する者の支援体制の整備【新】

令和8年度 目標値	9カ所	国の基本指針を踏まえ、強度高度障がい有する者等からの相談支援を行うための障がい者相談支援センターの設置数を設定。
-----------	-----	--

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1)就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和3年度 基準値	116人	直近の伸び率等を考慮し、令和3年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の 1.69 倍を設定。(国の基本指針は <u>1.28</u> 倍と設定)
令和8年度 目標値	196人	

(2)就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び B 型事業の一般就労への移行者数

①就労移行支援事業における移行者数

令和3年度 基準値	74人	直近の伸び率等を考慮し、令和3年度の就労移行支援事業における移行者数の 1.44 倍を設定。(国の基本指針は <u>1.31</u> 倍と設定)
令和8年度 目標値	107人	

②就労移行支援事業所ごとの就労移行率

令和8年度 目標値	60%	令和8年度の就労支援事業所における移行者数をふまえて、就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した利用者の割合が 5 割以上の事業所数を全体の 6 割以上と設定。(国の基本指針は <u>5</u> 割以上と設定)
-----------	-----	--

③就労継続支援 A 型事業及び B 型事業における移行者数

ア 就労継続支援A型

令和3年度 基準値	30人	直近の伸び率等を考慮し、令和3年度の就労継続支援A型事業における移行者数の 2.48 倍を設定。(国の基本指針では <u>1.29</u> 倍と設定) ※令和4年度の移行者数の 1.51 倍を設定。
令和8年度 目標値	75人	

イ 就労継続支援B型

令和3年度 基準値	9人	直近の伸び率等を考慮し、令和3年度の就労継続支援 B 型事業における移行者数の 1.56 倍を設定。(国の基本指針では <u>1.28</u> 倍と設定)
令和8年度 目標値	14人	

(3)就労定着支援事業の利用者数等

①就労定着支援事業の利用者数

令和3年度 基準値	82人	就労移行支援事業に移行者数の増加率に合わせて、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の 1.44 倍を設定。(国の基本指針では、 <u>1.41</u> 倍と設定)
令和8年度 目標値	118人	

②就労定着支援事業所ごとの就労定着率

令和8年度 目標値	30%	令和8年度の就労定着支援事業所における利用者数をふまえて、市内事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所数の割合を 3 割に設定。(国の基本指針では、 <u>2.5</u> 割と設定)
-----------	-----	--

(4)就労支援体制の構築を推進する協議会(就労支援部会)の設置【新】

令和8年度 目標値	月1回	国の基本指針を踏まえ、熊本市障がい者自立支援協議会の就労部会を継続して設置。(活動内容:成果物の作成、就労系事業所間の情報共有、当事者との対話等)
-----------	-----	---

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1)重層的な地域支援体制の構築

①児童発達支援センターの設置

令和4年度 基準値	4カ所	令和4年度末時点では、西区は未設置であるが、令和8年度末には、各区に1カ所以上の設置を目指す。
令和8年度 目標値	5カ所	

②保育所等訪問支援を実施できる事業所数

令和4年度 基準値	36カ所	令和4年度末時点の36カ所と同じく、令和5年度は増回傾向にあることから、令和8年度末は現状維持を目指す。
令和8年度 目標値	現状維持	

(2)重症心身障がい児への支援

①主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

令和4年度 基準値	15カ所	令和4年度末時点の15カ所と同じく、利用状況を踏まえてある程度充足していることから、令和8年度末は現状維持を目指す。 ※中央区2、東区6、西区2、南区3、北区2
令和8年度 目標値	現状維持	

②主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

令和4年度 基準値	15カ所	令和4年度末時点の15カ所と同じく、利用状況を踏まえてある程度充足していることから、令和8年度末は現状維持を目指す ※中央区4、東区4、西区2、南区3、北区2
令和8年度 目標値	現状維持	

(3)医療的ケア児支援

①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

令和8年度 目標値	年2回	国の基本指針を踏まえ、熊本市重症心身障がい児在宅支援ネットワーク会議で継続して協議を行う。
-----------	-----	---

②医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

令和4年度 基準値	14人	国の基本指針を踏まえ、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを各基幹相談支援センターに2人配置を目指す。
令和8年度 目標値	18人	

(4)障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置【新】

令和8年度 目標値	設置	令和8年度末までに、現在設置されていない移行調整の協議の場の設置を目指す。
-----------	----	---------------------------------------

5 相談支援体制の充実・強化等

(1)基幹相談支援センターの設置【新】

令和8年度 目標値	9カ所	国の基本指針を踏まえ、継続して、市内9カ所に基幹相談支援センター(障がい者相談支援センター)を設置する
-----------	-----	---

(2)地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

令和8年度 目標値	396回	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターが相談支援事業者に対して実施する後方支援の件数を設定。(令和4年度実績を参考)
-----------	------	--

(3)地域の相談支援事業者の人材育成の支援

令和8年度 目標値	18回	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターが相談支援事業者に対して実施する研修の件数を設定。(9圏域×年2回を予定)
-----------	-----	--

(4)地域の相談機関との連携強化の取組

令和8年度 目標値	20回	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターが開催する区ネットワーク会議の回数を設定。(5区×年4回を予定)
-----------	-----	---

(5)個別事例の支援内容の検証【新】

令和8年度 目標値	396回	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターが相談支援事業者に対して実施する後方支援の件数を設定。(令和4年度実績を参考)
-----------	------	--

(6)主任相談支援専門員の配置【新】

令和8年度 目標値	9人	国の基本指針を踏まえ、障がい者相談支援センターに、各1名以上配置を目指す。
-----------	----	---------------------------------------

(7)協議会における相談支援事業所の参画による事例検討【新】

令和8年度 目標値	12回	国の基本指針を踏まえ、熊本市障がい者自立支援協議会の相談支援部会の実施回数を設定。(毎月1回開催)
-----------	-----	---

(8)協議会における相談支援事業所の参加数【新】

令和8年度 目標値	76カ所	国の基本指針を踏まえ、熊本市障がい者自立支援協議会相談支援部会の参加事業所数を設定。(令和4年度実績を参考)
-----------	------	--

(9)協議会の専門部会の設置数【新】

令和8年度 目標値	1カ所	国の基本指針を踏まえ、熊本市障がい者自立支援協議会において相談支援部会を継続して、設置する
-----------	-----	---

(10)協議会の専門部会の実施回数【新】

令和8年度 目標値	12回	国の基本指針を踏まえ、熊本市障がい者自立支援協議会の相談支援部会の実施回数を設定。(毎月1回開催)
-----------	-----	---

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1)障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度 目標値	活用する	国の基本指針を踏まえ、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員に対する研修等に参加する。
-----------	------	--

(2)障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

令和8年度 目標値	共有する	国の基本指針を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する。
-----------	------	--

(3)指導監査結果の関係市町村との共有

令和8年度 目標値	共有する	国の基本指針を踏まえ、県が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果について共有する。
-----------	------	---

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込み

障害福祉サービスの必要量の見込みについては、国の基本的な指針に則して本市における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出し、各事業の見込量を確保するための方策を定める。

●障害福祉サービス

- (1)訪問系サービス
- (2)日中活動系サービス
生活介護、自立訓練、就労移行支援、**就労継続支援**、就労定着支援、療養介護、短期入所、就労選択支援【新】
- (3)居住系サービス
自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援
- (4)相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

●障害児支援

- (1)障害児通所支援
児童発達支援、医療型児童発達支援、**居宅型児童発達支援**、**放課後等デイサービス**、保育所等訪問支援
- (2)障害児相談支援
- (3)障害児入所支援
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- (4)相談支援
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

○障害福祉サービス ※一部抜粋

(2)日中活動系サービス

・就労継続支援(A型)

	単位	第7期見込量(旧)			第7期見込量(新)		
		R6	R7	R8	R6	R7	R8
利用者数	人/月	994	990	986	1,008	1,018	1,028
サービス量	人日/月	19,383	19,305	19,227	19,656	19,851	20,046

・就労継続支援(B型)

	単位	第7期見込量(旧)			第7期見込量(新)		
		R6	R7	R8	R6	R7	R8
利用者数	人/月	1,653	1,749	1,850	1,620	1,678	1,736
サービス量	人日/月	27,605	29,208	30,895	27,054	28,023	28,991

○障害児支援

(5)障害児通所支援

①児童発達支援

	単位	第7期見込量(旧)			第7期見込量(新)		
		R6	R7	R8	R6	R7	R8
利用者数	人/月	1,621	1,770	1,993	1,564	1,644	1,724
サービス量	人日/月	12,806	13,983	15,271	12,356	12,988	13,620

④放課後等デイサービス

	単位	第7期見込量(旧)			第7期見込量(新)		
		R6	R7	R8	R6	R7	R8
利用者数	人/月	3,489	3,936	4,440	3,299	3,505	3,711
サービス量	人日/月	47,102	53,136	59,940	44,537	47,318	50,099

●医療的ケア児等コーディネーターの配置

●発達障がい者等に対する支援

- (1)発達障がい者支援地域協議会の開催回数
- (2)発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数
- (3)発達障がい者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- (4)発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数
- (5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- (6)ペアレントメンターの人数
- (7)ピアサポートの活動への参加人数

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1)保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置
- (2)ピアサポート活用に係る事業
- (3)精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、【新】自立訓練(生活訓練)の利用者数

●子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

第5章 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の実施については、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込み量を算出し、各事業の見込量を確保するための方策を定める。

- (1) 理解促進・研修啓発事業 (2) 手話通訳者派遣事業 (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業 (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付事業 (7) 手話奉仕員養成研修事業 (8) 移動支援事業
- (9) 地域活動支援センター機能強化事業 (10) 発達障がい者支援センター運営事業
- (11) 障害児等療育支援事業 (12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (14) 日中一時支援事業
- (15) 福祉ホーム事業運営費助成 (16) 訪問入浴サービス事業
- (17) 生活支援事業(視覚障がい者の生活訓練) (18) 障がい者スポーツ大会